

横手駅東口第一地区市街地再開発組合 定 款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この市街地再開発組合（以下「組合」という。）は、都市再開発法（昭和44年法律第38号。以下「法」という。）第9条に規定する事項その他必要な事項を定め、同法第2条の2第2項の規定により市街地再開発事業（以下「事業」という。）を施行することにより、市街地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とする。

(組合の名称)

第2条 この組合は、横手駅東口第一地区市街地再開発組合と称する。

(施行地区に含まれる地域の名称)

第3条 この組合の施行地区に含まれる地域の名称は、次のとおりとする。

横手市駅前町

825 番	826 番	827 番	828 番
829 番	830 番	831 番	832 番
833 番	834 番	835 番	836 番
837 番	838 番	839 番	840 番
841 番	842 番	843 番	844 番
845 番	846 番	847 番	848 番
849 番	850 番	851 番	852 番
853 番	854 番	855 番	856 番
857 番	858 番	860 番	896 番の一部
897 番の一部	899 番	900 番の一部	901 番
917 番の一部			

横手市寿町

301 番の一部	302 番の一部	304 番の一部	305 番
518 番	195 番地先		

横手市前郷一番町

809 番の一部

横手市前郷二番町

866 番の一部

(事務所の所在地)

第4条 組合の事務所は、横手市駅前町3番13号に置く。

(事業の範囲)

第5条 組合は、事業計画及びこの定款に定めるところにより、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 建築物及び建築敷地の整備に関する事業
- 二 公共的施設の整備に関する事業
- 三 前2号に附帯する事業

第2章 参加組員

(参加組員に与えられる保留床等の概要等)

第6条 法第21条の規定により組合に参加する参加組員の名称及び主たる事務所の所在地、法第73条第1項第4号の規定により組員に与えられる「施設建設敷地、又は施設建築物に関する権利」以外の部分（以下「保留床等」という。）であって参加組員に与えられることとなる部分の概要並びに参加組員が組合に納付すべき負担金の額は次のとおりとする。

- 一 参加組員の名称
株式会社 J A D
- 二 参加組員の主たる事務所の所在
東京都千代田区大手町二丁目6番1号
- 三 参加組員に与えられる事となる保留床等の概要

(イ) 施設建築敷地

権利変換計画において定めるところによる。

(ロ) 参加組員に与えられることとなる保留床及び負担金

位置	面積 (専有部分の床面積)	用途	負担金の 概算額
地上2階から 地上11階まで の一部	約 2,740 m ²	住宅	約 623 百万円

第3章 費用の分担

(収入金)

第7条 組合の事業に要する費用は、次の各号に掲げる収入金をもって充てる。

- 一 法第122条の規定による補助金
- 二 組員が納付する賦課金
- 三 第73条に規定する保留床等の処分金

- 四 組合員が納付する増床負担金
- 五 法第121条の規定による公共施設管理者負担金
- 六 雑収入

(賦課金及び分担金)

第8条 組合は、事業に要する経費に充てるため、組合員から賦課金を徴収することができるものとする。

2 賦課金及び分担金は、総会の議決を得た額による。

(参加組合員の負担金及び増床負担金の納付)

第9条 組合員が納付すべき増床負担金の納付方法等については、理事会で協議の上定める。

2 参加組合員が納付すべき負担金については、別表1により、分割して納付するものとする。

3 組合は、納付すべき日の14日前までにその期限及び場所を明示して組合員及び参加組合員に通知する。

(過怠金)

第10条 組合は、組合員が賦課金及び増床負担金の納付を怠ったときは督促状を発し、当該督促状において指定した期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.5%の割合(365日日割り計算。100円未満は切り捨て。)により算定した過怠金を徴収することができる。

(過怠金の督促手数料)

第11条 前条の規定により督促するときは、1件1回100円の督促手数料を徴収するものとする。

第4章 役員

(役員)

第12条 組合の役員の定数は、理事8人以内、監事2人とする。

2 前項の役員のうち、理事2人、監事1人を組合員(法人にあっては、その役員とする。)以外の者から選任することができる。

3 組合には、理事会の議決により、顧問及び相談役を置くことができる。

(役員任期)

第13条 役員任期は、5年とし、就任の日から起算する。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、後任者が就任するまで引き続きその

職務を行うものとする。

(選挙管理者及び選挙立会人)

第14条 理事長（最初の役員を選挙する場合には、法第11条に規定する認可を受けた者、以下この章において同じ。）は、選挙管理者となり、役員選挙に関する事務を管理する。

2 選挙立会人は、出席した組合員のうちから2人を総会で選任するものとする。

(役員選挙権)

第15条 次の各号に掲げる者は、役員選挙権を有しない。

- 一 年齢25歳未満の者
- 二 成年被後見人又は、被保佐人
- 三 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(組合員である役員選挙)

第16条 組合員である役員は、組合員のうちから総会で投票により選挙する。

2 前項の選挙は、総会出席者の過半数の同意があったときは、投票によらないことができる。

3 前項の規定により投票によらないこととした場合においては、総会出席者の過半数の議決をもって役員となるべき者を決定する。

(組合員以外の役員選任)

第17条 組合員以外の役員は、5人以上の組合員が連署した推薦の書面をもって、予め選挙管理者に届け出た者のうちから、総会で選任するものとする。

2 前条第2項から第3項までの規定は、前項の役員を選任する場合に準用する。

(選挙人名簿)

第18条 選挙管理者は、役員選挙期日前14日現在における選挙人の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）を記載した選挙人名簿を作成しなければならない。

(選挙人名簿の縦覧)

第19条 選挙管理者は、役員選挙期日前10日から5日間、その指定した場所において、前条の選挙人名簿を組合員の縦覧に供さなければならない。

2 選挙管理者は、前項の縦覧場所及び日時を選挙人名簿の縦覧開始日の3日前までに公示しなければならない。

(異議の申立て)

第20条 組合員は、前条第1項の規定により縦覧に供された選挙人名簿に、記載の漏れ又は

誤りがあると認める場合においては、縦覧期間内に文書で選挙管理者に異議の申立てをすることができる。ただし、選挙人の氏名又は住所の単なる誤記については、文書によらないことができる。

- 2 選挙管理者は、前項の申出を受けた場合において、その申出を正当であると決定したときは、ただちに当該選挙人名簿を修正し、その旨を申出人及び関係人に通知し、その申出を正当でないと決定したときは、ただちにその旨を申出人及び関係人に通知しなければならない。ただし、前項ただし書の規定による文書によらない申出については、その通知を省略することができる。

(選挙人名簿の確定)

- 第21条 選挙管理者は、第19条第1項の規定による縦覧期間内に異議の申出がなかったとき、又は前条第1項の規定によるすべての異議について決定したときは、選挙期日の3日前までにその旨を公告しなければならない。
- 2 選挙人名簿は、前項の公告があった日において確定するものとする。

(選挙人)

- 第22条 役員選挙は、組合員又はその代理人が行う。
- 2 組合員は、前項の規定にかかわらず、書面をもって役員選挙を行うことができる。
- 3 前項の規定により書面をもって選挙する場合においては、役員に選挙すべき者の氏名を記載し、年月日を付し、署名捺印のうえ封かんし、投票開始日時前に選挙管理者に送付しなければならない。

(役員総選挙の時期)

- 第23条 役員総選挙は、その任期満了の前日5日から30日までの間に行う。ただし、天災その他特別の事由があるときは、この限りではない。

(選挙の通知及び広告)

- 第24条 選挙管理者は、役員選挙を行う総会の招集の通知に投票開始の時刻並びに選挙すべき理事及び監事の数を記載しなければならない。
- 2 前項の通知をする場合においては、選挙管理者は、その通知と同時にその旨を選挙期日の3日前までに公告しなければならない。

(選挙の開始)

- 第25条 役員選挙は、組合員の半数以上が出席しなければ行うことができない。
- 2 前項の出席者数は、第22条第1項及び第2項の規定による代理人又は書面による場合は、それぞれこれを加算する。

(投票)

- 第26条 総会に出席した組合員又はその代理人は、所定の投票用紙に選挙すべき役員の氏名を自書し、投票箱に入れなければならない。ただし、第24条の規定により通知した

投票開始の時刻（第3項の場合はその時刻）に総会に出席していない者は、投票することができない。

- 2 前項の場合において、組合員が法人であるときは、投票は、その法人の指定する者が行わなければならない。
- 3 選挙管理者は、必要と認める場合においては、総会の同意を得て、第1項ただし書の投票開始の時刻を繰り下げることができる。
- 4 投票は、理事と監事に分け、かつ組合員である者と組合員以外の者に分けて行う。
- 5 1投票用紙に記載する役員の数、1人とする。

（投票の拒否）

第27条 選挙管理者は、投票しようとする者が明らかに本人でなく、又は本人の代理でないこと認められる場合においては、選挙立会人の意見を聞いてその者の投票を拒否することができる。

（開票）

第28条 選挙管理者は、投票終了後ただちに選挙立会人の立ち会いのもとに、投票を点検しなければならない。

- 2 投票の効力は、選挙管理者が選挙立会人の意見を聞いて決定しなければならない。この決定にあたっては、次条の規定に該当しない限り、その投票した選挙人の意思が明らかであれば有効とする。
- 3 第22条第2項の規定により書面をもって役員を選挙を行った者があるときは、投票終了後、第1項の開票に準じて書面を開封する。この場合における書面の効力は、次条（第1号を除く。）の規定に該当しない限り、その書面を送付した組合員の意思が明らかであれば有効とする。

（投票の無効）

第29条 次の各号の一に該当する投票は、無効とする。

- 一 所定の投票用紙を用いていないもの
 - 二 選挙すべき理事又は監事の氏名のほか、他のことを記載したもの。ただし、職業、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。
 - 三 被選挙権のない者の氏名を記載したもの
 - 四 選挙すべき理事又は監事の氏名を自書しないもの
 - 五 選挙すべき理事又は監事の何人であるかを確認しがたいもの
 - 六 1投票用紙に2人以上の氏名を記載したもの
 - 七 組合員以外の役員選挙において、第18条の規定による届出のない者の氏名を記載したもの
 - 八 選挙が補欠選挙である場合において、現に理事または監事である氏名を記載したもの
- 2 同一の氏名、氏又は名（法人の名称または名称の一部を含む。以下、この項におい

て同じ。)の被選挙人が2人以上ある場合において、その氏名、氏又は名のみを記載した投票は、前項第5号の規定にかかわらず有効とする。

- 3 前項の有効投票は、当該被選挙人の他の有効得票数に応じて按分し、それぞれこれに加えるものとする。

(当選人の決定)

第30条 有効投票の最多数を得た者から順次当選人とする。ただし、選挙すべき理事又は監事の定数で有効投票の総数を除して得た数の3分の1以上の得票数がなければならない。

- 2 得票数が同じであるときは、選挙管理者がくじで当選人を定める。
- 3 理事と監事の選挙が同時に行われた場合において、理事と監事の双方に当選の資格を得た者は、いずれか一方を辞退しなければならない。
- 4 前項の場合において、第32条第2項の期間内にいずれか一方の当選を辞退する旨の申出がないときは、選挙管理者がくじでその一方の当選人として定める。

(選挙録)

第31条 選挙管理者は、選挙録を作り、投票及び開票に関する次第を記載し、選挙立会人とともに、これに署名しなければならない。

- 2 選挙録は、投票その他の関係書類とともに、当該役員の任期満了まで保存しなければならない。
- 3 第16条第3項(第17条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、役員となるべき者を決定したときの選挙録は、その総会における議事録をもって代えることができる。

(当選の確定)

第32条 当選人が決定したときは、選挙管理者は、ただちに当選人の氏名及び住所並びにその得票数を公告するとともに、当選人に対して当選の旨を通知しなければならない。

- 2 当選人が前項の公告があった日から2日以内に書面をもって当選を辞退する旨の申出をしないときは、当選を承諾したものとみなす。

(役員 の 就 任)

第33条 選挙管理者は、前条第2項の期間満了日の翌日、当選確定人の氏名及び住所を公告しなければならない。

- 2 当選人は、前項の公告があった日に、役員に就任するものとする。
- 3 第1項の公告のときが現在の役員の任期満了前であるときは、前項の規定にかかわらず、当選人は第35条及び第36条の選挙を除くほか、その任期満了の日の翌日に就任するものとする。

(繰上げ補充)

第34条 当選人の数が、その選挙における理事又は監事の定数に達しなくなったとき、又は選挙の期日後6ヵ月以内に理事又は監事に欠員が生じたときは、理事又は監事とならなかった者のうち、得票数の多い者から順次当選人を定めなければならない。この場合において得票数が同じであるときは、選挙管理者がくじで当選人を定める。

2 第30条第1項ただし書及び前2条の規定は、前項の場合に準用する。

(再選挙)

第35条 次の各号に掲げる場合には、再選挙を行わなければならない。

- 一 当選人がいなく
- 二 当選人の数が選挙における理事及び監事の定数に達しないとき、又は達しなくなったとき。
- 三 法定人数の理事3人、監事2人に達しなくなったとき
- 四 当選人が亡くなったとき

(補欠選挙)

第36条 理事及び監事に欠員が生じた場合において、第34条の規定により当選人を定めることができず、又は同条の規定により当選人を定めても、なお欠員の数が理事又は監事のそれぞれの定数に達しない場合は、すみやかに補欠選挙を行わなければならない。

2 前項の事由が、理事及び監事の任期満了前6ヵ月以内に生じたときは、補欠選挙を行わない。ただし、在職者の数が理事3人又は監事2人に達しなくなったときは、この限りでない。

(理事長及び副理事長)

第37条 理事は、理事長1人、副理事長2人を互選する。

- 2 理事長は、組合を代表し、別に総会の同意を得て定める処務規程及び理事会の決定に従い業務を処理する。
- 3 副理事長は、理事長に事故があるときは、理事長を代理する。
- 4 理事長及び副理事長に欠員を生じたときは、互選によりすみやかに補充するものとする。

(理事の職務)

第38条 理事は、理事会の構成員として組合事務の執行についての決定にあたるほか、処務規程の定めるところにより理事長を補佐する。

(監事の職務)

第39条 監事は、毎事業年度ごと少なくとも1回は組合の業務の執行及び財産の状況を監査し、その結果を総会及び理事会に報告するとともに、意見を述べなければならない。

2 監事は、前項の規定により組合の業務の執行及び財産の状況を監査するため、予め

監査要綱を総会の同意を得て定める。

(役員の失職)

第40条 理事又は監事は、法第24条第2項の規定による場合のほか、被選挙権を失ったとき又は解任が確定したときは、その地位を失う。

2 組合員のうちから選挙された理事又は監事は、組合員でなくなったときは、その地位を失う。

第5章 職員

(事務局の設置)

第41条 組合には、事務局を設置し、次の職員を置くことができる。

- 一 事務局長 1 人
- 二 事務員 若干人

(職員)

第42条 職員は、理事長の命を受けて事務に従事する。

- 2 職員の任命又は解任は、理事会の議決を経て理事長が行う。
- 3 職員は、総会及び理事会に出席することができる。

第6章 総会

(総会の招集)

第43条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎事業年度1回理事長が招集する。

- 2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。
- 3 理事長は、組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を組合に提出し、総会の招集を請求したときは、その請求があった日から起算して20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 4 前項の規定による請求があった場合において、理事長が正当な理由なく総会を招集しないときは、監事は前項の期間経過後10日以内に、臨時総会を招集しなければならない。
- 5 総会の招集は、会議の5日前までに到着するように、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を各組合員に通知して行うものとする。ただし、緊急を要するときは、2日前までにこれらの事項を組合員に通知して、臨時総会を招集することができる。

(総会の議事)

第44条 総会は、総組合員の半数以上の出席(委任状を含む。)がなければ開くことができず、法第33条及びこの定款で特別の定めがある場合を除くほか、総会の議事は議長を除く出席者の議決権の過半数で決する。ただし、可否同数の時は議長が決する。

2 総会の議長は、総会に出席した組合員のうちから総会において選任する。

(総会の議決事項)

第45条 この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならぬ。

- 一 定款の変更
- 二 事業計画の決定
- 三 借入金の借入れ及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法
- 四 経費の収支予算
- 五 予算をもって定めるものを除くほか、組合の負担となるべき契約
- 六 賦課金の額及び賦課徴収の方法
- 七 権利変換計画
- 八 事業代行開始の申請
- 九 法第133条第1項の管理規約
- 十 組合の解散

(関係者の臨席)

第46条 理事長は、総会に次の者の出席を要請することができる。

- 一 秋田県及び横手市の関係職員
- 二 事業に関し専門的知識を有する者
- 三 その他必要と認める者

(議長の議事整理権)

第47条 総会の議長は、議場の秩序を維持し、議事を整理する。

- 2 議長は、必要に応じ前条の臨席者に対し、意見の陳述等について要請することができる。

(採決の方法)

第48条 総会の議決事項の採決の方法は、挙手、起立、記名投票又は無記名投票によるものとし、その方法を決するときは、挙手による。

- 2 前項の採決について投票を行わない場合は、否決数を決めた後、可決数を定めるものとする。

(総会の傍聴)

第49条 総会の傍聴を求める者がある場合において、総会の議事及び秩序の維持に支障がないと認めるときは、施行地区内の土地又は物件に関して権利を有する者に限り、理事会に諮り許可することができる。ただし、傍聴者は会議に加わり、又は意見を述べることはできない。

(総会の議事録)

第50条 総会の議長は、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成し、総会において指名した議事録署名人とともに署名捺印しなければならない。

- 一 開会の日時及び場所
- 二 出席者及び議決権総数及び出席した組合員の議決権数
- 三 議決した事項
- 四 審議等の概要

第7章 理事会

(理事会)

第51条 理事会は、理事長・副理事長及び理事をもって組織する。

- 2 理事会は、必要に応じて理事長が招集する。
- 3 理事会の議長は、理事長または理事長が指名した者があたる。
- 4 理事会は、理事の3分の2以上の出席（委任状を含む。）をもって成立する。
- 5 第46条及び第47条の規定は、理事会に準用する。
- 6 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 7 理事長は、事務局等の関係者を理事会に出席させ、説明等を求めることができる。

(理事会の議決)

第52条 理事会の議事は、出席理事の過半数（委任状を含む。）をもって決し、可否同数の時は、議長が決する。

- 2 総会の決議事項については、あらかじめ理事会の議決を経なければならない。
- 3 理事会の決定を要する事項で軽微な事項は、書面で表決することができる。

(理事会の議事録)

第53条 理事会の議長は、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成し、理事会において指名した議事録署名人とともに署名捺印しなければならない。

- 一 開会の日時及び場所
- 二 出席者（第51条第6項及び第7項による出席者を含む。）
- 三 議決事項
- 四 その他必要と認められる事項

第8章 会計

(事業年度)

第54条 組合の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費の収支予算)

第55条 理事長は、毎事業年度の経費の収支予算を作成し、当該事業年度前に総会の議決を

経なければならない。これを補正するときも、その補正予算を作成し総会の議決を経なければならない。ただし、初年度においては、この組合の成立後遅滞なく総会の議決を経なければならない。

(会計規程)

第56条 理事長は、組合の会計を予め総会の同意を得て定める会計規程により処理するものとする。

(工事等の施行)

第57条 工事等とは、工事、工事にかかる調査・設計・監理業務等をいう。

- 2 組合の工事等は、請負に付する。
- 3 理事又は監事は、工事等の請負をすることができない。
- 4 理事又は監事は、法人の無限責任社員、取締役、監査役、支配人又はこれらに準ずるものである場合には、その法人は、工事等の請負をすることができない。

(業務の代行)

第58条 組合の工事等業務の一部を代行に付することができる。ただし、この場合は、予め総会の議決を得るものとする。

(工事等の請負)

第59条 工事等にかかる契約をする場合は、指名競争入札の方法によらなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は、随意契約によることができる。

- 一 業務代行委託契約に基づく請負のとき
 - 二 契約の性質又は目的が指名競争入札に適さないとき
 - 三 急施のため指名競争入札に付することができないとき
 - 四 指名競争入札に付することが不利と認められるとき
 - 五 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
 - 六 指名競争入札に付し入札者がいないとき、再度の入札に付し落札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないとき。
 - 七 予定価格1件130万円以下の工事若しくは役務の請負契約をするとき、予定価格1件80万円以下の物品を購入するとき、並びに予定賃借料の年額または総額が40万円以下の賃借をするとき。
- 2 理事長は、工事等を請負に付する場合には、予め総会の同意を得て定める工事請負規程によるものとする。

(金銭の預入)

第60条 理事長は、組合の金銭を総会で定めた金融機関に預け入れるものとする。

(財産の処分)

第61条 理事長は、事務所、工作物その他の物件等の組合財産の保管を明らかにするとともに、これらの財産が不用に帰したときは、予め総会の同意を得て処分しなければならない。ただし、軽易なものについてはこの限りでない。

2 この組合が解散した後における残余財産の処分については、前項の規定を準用する。

第9章 審査委員

(審査委員の定数)

第62条 審査委員の定数は3人とする。

(審査委員の選任)

第63条 審査委員は、土地及び建物の権利関係または評価等について専門の知識経験を有し、かつ公平な判断をすることができる者のうちから総会で選任する。

(審査委員の任期)

第64条 審査委員の任期は5年とする。

(審査委員の解任)

第65条 審査委員が次の各号の一に該当する時は、総会の議決を経て解任することができる。

- 一 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき
- 二 職務上の義務違反があるとき
- 三 その他審査委員たるに適しないと認めるとき

(審査委員の選任及び解任の決議)

第66条 審査委員の選任及び解任については、総会において出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(審査委員の職務)

第67条 審査委員は、法及びその他の法令等に規定する事項の審査を行う。

2 前項の規定により審査をするため、予め審査委員会要綱を総会の同意を得て定める。

第10章 価額の確定及び清算

(価額の確定)

第68条 組合は、事業の工事が完了したときは、すみやかに当該事業に要した費用の額を確定するとともに、施設建築物または施設建築敷地に関する権利の価額を確定し、これらの権利を取得したものにその確定した額を通知する。

(清算金の徴収または交付の通知)

第69条 組合は、法第104条の規定により清算金を徴収し、又は交付する場合には、その期限及び場所を定め、少なくともその期限の30日前に、これを納付すべき者又は交付を受けるべき者に通知するものとする。

(清算金の分割徴収)

第70条 組合は、法第106条第1項の規定により清算金を分割して徴収する場合において、その徴収すべき清算金の総額が100万円以上であるときは、次項以下に定めるところにより、分割徴収することができる。

2 前項の規程による清算金の分割納付を希望する者は、前条の通知があった日から起算して14日以内に組合にその旨を申し出て、その承認を得なければならない。

3 組合は、前項の規定に基づく承認をした場合においては、毎回の徴収金額及び納付期限について清算金を納付すべき者に通知するものとする。

4 第1項の規定により清算金を分割徴収する場合における第1回の納付額は、清算金の総額を分割回数で除して得た額を下らない金額とし、第2回以降の納付額は、清算金総額を分割回数で除して得た額にその回の利子を加えた金額とする。

5 清算金を分割納付する者は、未納の清算金の全部又は一部を繰り上げて納付することができる。

6 組合は、第1項の規定により分割徴収する場合において、清算金の分割納付を認められた者が納付すべき清算金を滞納したときその他特別の事情があるときは、未納の清算金の全部又は一部を徴収すべき期限前においていつでも徴収することができる。

7 清算金を分割納付する者は、その氏名又は住所（法人にあっては、その名称または主たる事務所の所在地）を変更したときは、ただちにその旨を組合に届け出なければならない。

(延滞金)

第71条 組合は、清算金を滞納する者があるときは、督促状を發し、当該督促状において指定した期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.5%の割合（365日割り計算。100円未満は切り捨て。）により算定した延滞金を徴収する。

(延滞金の督促手数料)

第72条 前条の規定による督促するときは、1件1回100円の督促手数料を徴収する。

第11章 保留床等の処分の方法

(保留床等の譲渡)

第73条 保留床等は、総会の議決により、組合員及びその他の者に対し、優先的に譲渡することができる。

2 前項の規定は、法第91条の補償金等の支払の結果、組合が取得することとなる施設建築物の一部等の処分について準用する。

(譲受人の決定)

第74条 組合は、譲受けの申込みをした者の数が譲渡しようとする保留床等の数を超える場合においては、公正な方法で選考して、当該保留床等の譲受人を決定するものとする。

第12章 雑 則

(代理人の指定)

第75条 施行地区内の宅地について権利を有する者は、法第37条第3項から第6項に基づき、代理人を指定することができる。

2 代理人を指定し、変更し、又はその指定を取り消したときは、遅滞なく、組合にその旨を届出なければならない。

(公告の方法)

第76条 組合の公告は、事務所の掲示場に掲示し、特に必要があるときは、官報に掲載して行う。

(報酬等及び表彰)

第77条 組合の役員、審査委員及び事務局職員については、総会の同意を得て定める処務規程により、報酬、給料、手当及び旅費等を支給することができる。

2 組合の設立及び事業に特に功労があると認められる者については、理事長は理事会の議決により、組合の功労者として表彰することができる。

(規程等への委任)

第78条 この定款に規定するもののほか、事業の施行に関し必要な事項は、規程等をもって理事長が理事会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この定款は、この組合の設立認可のあった日から施行する。

(役員選挙の特例)

第2条 組合の設立認可のあった日以後における最初の理事及び監事の選挙にかかる選挙人名簿は、第18条から第21条までの規定にかかわらず、選挙管理者が最初の総会の招集通知を発するときまでに作成し、公告しなければならない。

2 選挙管理者は、前項の招集通知とともに前項の選挙人名簿の写しを組合員に送達するものとする。

3 第1項の選挙人名簿は、同項の総会において承認を得たときに確定する。

4 第24条第2項の規定は、第1項の規定による選挙には適用しない。

(事業年度の特例)

第3条 この組合の最初の事業年度は、第54条の規定にかかわらず、組合の設立認可のあった日から平成20年3月31日までとする。

(引き継ぎ)

第4条 横手駅東口第一地区市街地再開発準備組合における財産・債務及び契約は本組合設立時に準備組合から引き継ぐ。

附 則

(施行期日)

第1条 この定款は、平成20年3月18日から施行する。

別表1

負担金の納付回次	負担金の支払時期	負担金の支払金額
第1回	権利変換期日	負担金のうち、土地費相当分 72,000千円
第2回	平成21年 3月	負担金のうち、土地費相当分を 除いた額の約5% 25,500千円
第3回	平成21年12月	負担金のうち、土地費相当分を 除いた額の約5% 25,500千円
最終回	平成22年 3月	納付すべき負担金額の残額 500,000千円